

神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部改正（案）の概要

1. 趣旨

神戸市では、市民の方が公共施設をより利用しやすくなるよう、施設予約のオンラインシステムである神戸市地域サービス情報システム（以下「あじさいネット」という。）を導入しています。

神戸市立御影公会堂についても、あじさいネットによる施設予約に対応するため、使用料後納を可能とするほか、使用料の返還期限の変更などの改正を行います。

また、利用者の希望や市民ニーズに応じて柔軟に運用できるよう規定を整理します。

2. 改正案の概要

（1）使用許可の申請の受付開始日（規則第2条第2項）

あじさいネットの導入にあたっては、御影公会堂の施設（ホールおよび集会室等）の申請受付開始日を統一する必要があります。そのため、従来「2か月前」とされていた集会室等についても、ホールと同様の「4か月前」を基本とした運用に改めるなど利用状況や市民ニーズに応じて柔軟に運用できるよう規定を整理します。なお、具体的な取扱いは、規則第16条に基づき区長が別に定めることとします。

（2）使用料の後納（規則第7条）

現在、使用料は前納をお願いしています。ただし、あじさいネットを通じて予約・許可を受ける場合には後納処理されるため、その取り扱いを可能とする改正を行います。

（3）使用料の返還期限（規則第9条第1項第3号）

前納された使用料の返還期限について、現行では「使用日の1か月前の日まで」が返還対象となっていますが、あじさいネットでは「7日前まで」にキャンセルが完了した場合にキャンセル料が発生しない仕組みとなっています。利用者にとって分かりやすい統一した基準となるよう、返還期限を「7日前まで」に改めます。

3. 施行時期

改正規則は、令和8年10月に施行する予定です。